

苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電の用に供する石炭の石油石炭税の軽減税率の適用又は特定石炭若しくは沖縄発電用特定石炭等の石油石炭税免除のための用途証明申請書  
 (苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電の用に供する石炭又は特定石炭若しくは沖縄発電用特定石炭等をその軽減税率の適用又は免除に係る用途に供する者以外の者による申請用)

申請者名 記 名  
 住 所 役 職 名  
 電話番号 ※申請年月日 \_\_\_\_\_

## I. 申請の内容

分割番号 ( )

下記の物品について、租税特別措置法第90条の3の3、第90条の4の2又は第90条の4の3の規定に基づき石油石炭税の軽減税率の適用・免除を受けたいので、租税特別措置法施行令第48条の6第1項、第48条の10第1項又は第48条の11第1項に規定する苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電（当該苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限る。以下同じ。）の用に供する石炭、特定石炭又は沖縄発電用特定石炭等に該当するものである旨の経済産業大臣の証明を申請します。

## 記

## 1. 用途証明の種類

苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電の用に供する石炭をその軽減に係る用途又は特定石炭若しくは沖縄発電用特定石炭等をその免除に係る用途に供する者以外の者の申請に係る用途証明

## 2. 申請事項

関税率表番号	物品名	用途	数量 (t)

## II. 証明の内容

I. 2. の物品は、租税特別措置法第90条の3の3に規定する苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電の用に供する石炭、同法第90条の4の2に規定する特定石炭又は同法第90条の4の3に規定する沖縄発電用特定石炭等に該当することを証明する。

※証明書番号 \_\_\_\_\_ ※日 付 \_\_\_\_\_

※有効期間 \_\_\_\_\_ ※資 格 経済産業大臣 \_\_\_\_\_

※記名押印 \_\_\_\_\_

## ※条件その他の事項

有効期間終了後、本証明書は返納するとともに、所定の実績報告書を提出すること。

- 注 (1) ※印のある欄は、記入しないこと。表面と裏面を両面印刷とすること。用紙の大きさは、A列4番とすること。  
 (2) 用途証明書の分割発行を希望する場合には、I. 枠外の「分割番号」欄に、用途証明分割申請書（申請書類様式2）の分割番号を記入すること。  
 (3) 申請者が法人の場合には、申請者の「住所」欄には、申請者の本社の所在地を記入すること。  
 (4) I. 2. 「関税率表番号」及び「物品名」欄には、「27. 01」及び「石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの」、「2711. 11」及び「石油ガスその他のガス状炭化水素 液化したもの 天然ガス」の別を、「用途」欄には、「苛性ソーダ用」「鉄鋼用」「コークス用」「セメント用」「沖縄発電用」の別を記入すること。  
 (5) 石油石炭税免税引取承認申請は、本用途証明を受けた者が自ら行うこと。

